平成２３年（フ）第１５６号
群馬県太田市台之郷町1064番地　トライアングルワン102号
債務者　馬場栄一郎
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第４２０号
埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目546番地ゆたか荘１号、旧住所埼玉県三郷市新和５丁目375番地２さくら三郷ハウス611号
債務者　青山　主計
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５０５号
埼玉県越谷市大字南荻島3226番地１　クレメンス越谷101
債務者　大野　　肇
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５３２号
埼玉県吉川市木売２丁目７番地７　エスタシオン吉川301号
債務者　足立　　章
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５７８号
埼玉県春日部市備後東１丁目18番19号
債務者　鈴木　祐真
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４１２号
埼玉県児玉郡美里町大字関69番地１
債務者　井古田実成
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１７０号
新潟県長岡市北山４丁目39番地17
債務者　金澤　秀樹
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
新潟県長岡市日赤町２丁目４番28号
債務者　品田　芳江
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１９５号
新潟県柏崎市鏡町７番31号
債務者　猪井　節子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２０４号
新潟県長岡市地蔵１丁目５番７号
債務者　武田　美紀
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
三重県多気郡明和町大字有爾中1155―349、住民票上の住所三重県多気郡明和町大字有爾中1155―482
債務者　江上　まと
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第５２号
滋賀県長浜市平方南町73番地　レオパレスノーヴルノーヴァⅡ106号室
債務者　脇坂　弘和
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
京都府福知山市前田新町210番地　市営西佳屋野団地３棟401号
債務者　榎本　友和
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２２年（フ）第４１６９号
札幌市東区本町１条３丁目８番19号
債務者　犬飼　禮子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５４４号
札幌市東区北27条東20丁目１番25―203号
債務者　川村　　実
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５５４号
札幌市中央区南９条西13丁目３番22号
債務者　加畑　尚子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６２１号
北海道江別市上江別南町34番地の７、住民票上の住所北海道江別市豊幌花園町16番地の８
債務者　堀　　勉
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６３９号
札幌市白石区南郷通１丁目南10番７―611号
債務者　合田　希彦
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部